

国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所共同研究員規程

〔昭和 40 年 6 月 5 日〕  
制 定

改正 平成 12 年 5 月 17 日 平成 13 年 6 月 14 日  
平成 16 年 10 月 14 日規則第 215 号 平成 18 年 11 月 9 日規則第 68 号  
平成 22 年 3 月 11 日規則第 34 号  
令和 5 年 1 月 19 日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所（以下「研究所」という。）規程第 12 条第 2 項に基づき、共同研究員に関し必要な事項を定める。

(施設等の利用)

第 2 条 共同研究員は、研究所内の施設、文献、資料などを利用することができる。

(委嘱)

第 3 条 共同研究員は、所長が企画運営委員会の議を経てこれを委嘱する。

(研究期間)

第 4 条 共同研究員の研究期間は、調査研究の実施期間とする。

(研究経費)

第 5 条 共同研究員には、別に定めるところにより、研究期間中、旅費、滞在費並びに研究に要する経費の一部を支出することができる。

(研究成果の発表)

第 6 条 共同研究員が、研究成果を発表するときは、研究所における共同研究であることを明示するものとする。

附 則

この規程は、昭和 40 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 5 月 17 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 13 年 6 月 14 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 16 年 10 月 14 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。